

# 離婚届を提出されたとき

(手続きセルフチェックシート)

手続きの必要な方	手続きの内容	必要なもの	届出人	受付窓口	該当
<p><b>○保険・年金の関係</b></p> <p>あてはまる手続きをご自身で確認してください。</p>					
国民健康保険に加入中で、氏名が変わる方	⇒ 国民健康保険資格の変更手続きをしてください	⇒ 国民健康保険証、印鑑	⇒ 本人、世帯主または世帯員	9 国保と年金	<input type="checkbox"/>
前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れる方（国民年金の第3号被保険者）	⇒ 国民健康保険の加入の手続きをしてください <small>資格喪失日より14日以内</small>	⇒ 前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳、印鑑	⇒ 本人、世帯主または世帯員		<input type="checkbox"/>
	⇒ 国民年金の種別変更の手続きをしてください（第3号→第1号）		⇒ 国民年金に加入される方は20歳から60歳未満		<input type="checkbox"/>
国民年金を受給中で、氏名が変わる	⇒ 状況により手続きが異なります（詳しくは担当窓口でおたすねください）	⇒ 国民年金証書、印鑑	⇒ 本人または世帯主	<input type="checkbox"/>	
<p><b>○障がいの関係</b></p>					
障害者手帳をお持ちで、氏名が変わる方	⇒ 氏名変更の手続きをしてください	⇒ 障害者手帳、印鑑	⇒ 受給者本人または代理人	13 福祉総合窓口	<input type="checkbox"/>
障害者手当を受給中で、氏名、住所が変わる方	⇒ 氏名変更の手続きをしてください	⇒ 新しい口座振込先（通帳等）、印鑑（新しい姓のもの） <small>※特別児童扶養手当のみ証書</small>	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
<p><b>○こどもの関係</b></p>					
児童手当を受給中で、受給者が変わる方	⇒ 状況により手続きが異なります（詳しくは担当窓口でおたすねください）	⇒ 健康保険証（変更後のもの）、印鑑、新しい口座振込先（通帳等）等	⇒ 受給者本人または代理人	13 福祉総合窓口	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭となり、18歳未満の児童を養育される方	⇒ 児童扶養手当受付の手続きをしてください	⇒ 印鑑等（ケースにより必要書類が異なるため、詳しくは担当窓口でおたすねください）	⇒ 本人		<input type="checkbox"/>
小児特別医療を受給中で、氏名、住所、保険証等が変わる方	⇒ 資格内容変更の手続きをしてください（ひとり親家庭特別医療の手続き）	⇒ 親子の健康保険証、子の特別医療受給者証、印鑑	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
保育所に入所しているお子さんがいる方	⇒ 保育所入所申込変更届を提出してください	⇒ 特にお持ちいただくものではありません	⇒ 新たな保護者または同居家族		<input type="checkbox"/>
保育所に入所申込をしている方	⇒ 保育所入所申込を提出してください	⇒ 特にお持ちいただくものではありません	⇒ 新たな保護者または同居家族		<input type="checkbox"/>
<p><b>○マイナンバー制度の関係</b></p>					
番号カードをお持ちの方で、氏の変更方又は同時に住所変更をした方	⇒ 手続きをしてください	⇒ 個人番号カード	⇒ 本人	6 市民総合窓口	<input type="checkbox"/>
<p><b>○高齢・介護の関係</b></p> <p>◆ 氏名が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方は、変更後の後期高齢者医療保険証が後日郵送されます。</p> <p>◆ 氏名が変わる方で、介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）は、変更後の介護保険証が後日郵送されます。</p> <p style="text-align: right;">* その他にも手続きが必要な場合があります。詳しくは各担当課でおたすねください。 * 各総合支所でも手続きができます。</p>					